

福井県報

第 2531 号
平成 26 年
5 月 30 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

- ※福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(三〇・環境政策課)……………一

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(二七六・長寿福祉課)……………一
- 県営土地改良事業の工事の完了(二七七・嶺南振興局)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二七八・同)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二七九、二八〇・坂井農林総合事務所)……………二

公告

- 県の財政事情および公営企業の業務状況の公表(財務企画課)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(税務課)……………三
- 平成二十五年度の公文書の公開の実施状況(情報公開・法制課)……………四
- 平成二十五年度の福井県個人情報保護条例の運用状況(同)……………六
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………七

- 土地改良区の役員の就任(同)……………七

- 土地改良区の役員の退任(三件・坂井農林総合事務所)……………七

- 土地改良区の役員の就任(二件・同)……………七

- 公共測量の終了(土木管理課)……………八

- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………八

- 開発行為に関する工事の完了(三国土木事務所)……………八

- 教育職員免許状の失効(六・義務教育課)……………八

- 教育委員会告示……………八

- 公安委員会規則……………八

- ※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(七・運転免許課)……………九

- 公立大学法人福井県立大学公告……………九

- 一般競争入札の実施……………九

規則

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成二十六年五月三十日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十号

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年福井県条例第七号)の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。

告示

福井県告示第276号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為 業務の内容	登録特定行為 事業者登録番号
かがやき荘 (短期入所生活介護)	福井県坂井市三国町陣ヶ岡第13号3番地	社会福祉法人清水新生活会	平成26年5月21日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	181110194

福井県告示第277号

県営土地改良事業の工事が完了したので、
土地改良法（昭和24年法律第195号）第
113条の2第3項の規定により、次のとお
り公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

- 1 地区名
美浜中央地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（かんがい排水）事業
- 3 工事が完了年月日
平成26年3月12日

福井県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成26年
5月19日付けで小浜谷田部土地改良区の定
款変更を認可したので、同条第3項の規定に
より公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成26年
5月19日付けで細呂木北部土地改良区の定款
変更を認可したので、同条第3項の規定によ
り公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第280号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成26年5月19日付で丸岡町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

243条の3第1項および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、県の財政事情および公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

「別冊」は省略し、福井県総務部情報公開・法制課県政情報センター、財務企画課および嶺南振興局若狹県民サービス室に備え置き、一般の縦覧に供する。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称
福井県税務システムソフトウェア等の

調達および設定作業・保守作業の業務委託一式(長期継続契約)

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および「福井県税務システムソフトウェア等の調達および設定作業・保守作業の業務委託仕様書」(以下「入札仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成31年7月31日までとする。

(4) ソフトウェア等納入期限

平成26年7月31日

(5) 納入場所

福井県総務部税務課

福井県福井市大手3丁目17番1号

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者

であること。

(5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(6) この入札に係るソフトウェアの問合せ、情報提供等のサポートに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

る者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができな

い者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付および「新システム

のソフトウェアに係る設計書」の閲覧

(1) 入札説明書等の交付および閲覧場所およびこの入札に関する問い合わせ先
〒9110-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部税務課税務管理グループ

電話0776-20-0256

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムのソフトウェアに係る設計書」は文書のみでの閲覧とする。

(3) 「新システムのソフトウェアに係る設計書」については、下記の日時・場所にて閲覧することができる。

ア 日時

平成26年5月30日(金) 8時30分から平成26年7月8日(火) 17時00分まで

イ 場所

福井県総務部税務課

<p>5 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては入札説明書別紙様式3）に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 申請書等の提出期間 平成26年5月30日(金) 9時00分から平成26年6月13日(金) 17時00分まで</p> <p>(2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信する。</p> <p>なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフライルに記録されなければならない。</p> <p>申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。</p> <p>(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法 提出先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1</p>	<p>福井県総務部税務課税務管理グループ 提出方法 持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）</p> <p>6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時</p> <p>(1) 入札書の提出方法 5(2)と同様とする。</p> <p>(2) 入札書の提出期間 平成26年7月9日(水) 8時30分から平成26年7月10日(木) 16時00分まで</p> <p>(3) 開札日時 平成26年7月11日(金) 13時30分</p> <p>(4) 開札場所 福井県総務部税務課</p> <p>(5) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法 5(3)と同様とする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部局の名称</p>	<p>および所在地 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県総務部税務課税務管理グループ 電話0776-20-0256</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この入札に関する一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。</p> <p>なお、上記1の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。</p>	<p>(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所</p> <p>① 申請書の受付期間 福井県の休日を除く 平成26年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。</p> <p>② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課決算物品グループ 電話0776-20-0253</p> <p>(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be required: Software and the others (including maintenance) for the Tax System of Fukui 1 set.</p> <p>(2) Date, time of Bidding: 1:30 P.M. 11th July 2014</p> <p>(3) Deadline for delivery: 5:15P.M. 31th July 2014</p> <p>(4) The place for delivery and Contact for notice: Tax Division, Department of General Affairs, Fukui Prefectural Government. 3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui prefecture, 910-8580 Japan. Tel 0776-20-0256</p> <p>福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第34条の規定により、平成25</p>
--	--	---	---

年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

平成25年度の公文書の公開の実施状況

1 公文書公開請求の状況

- (1) 公開請求の対象となった公文書の件数 5,826 件
- (2) 公開請求の対象となった公文書の実施機関別内訳

(件)

実施機関	公文書件数
総務部	904
総合政策部	702
安全環境部	102
健康福祉部	1,374
産業労働部	151
観光営業部	5
農林水産部	75
土木部	1,576
小計	4,889
議会	6
教育委員会	822
選挙管理委員会	70
人事委員会	1
公安委員会	3
労働委員会	1
海区漁業調整委員会	1
警察本部長	33
合計	5,826

2 公文書公開請求に対する決定等の内容

(件)

決定等の内容	公文書件数	
公開	全部公開	1,828
	一部公開	3,899
	小計	5,727
非公開	71	
取下げ	28	
合計	5,826	

3 不服申立ての状況

1件

- (1) 不服申立ての件数
(2) 不服申立ての内訳

(件)

実施機関		件数
知事	総務部	1
合計		1

- (3) 不服申立ての処理状況 (平成26年3月31日時点)

(件)

区分	認容 一部認容 棄却 却下	平成25年度	平成24年度	合計
		不服申立て件数	繰越件数	
決定	認容	0	0	0
	一部認容	0	0	0
	棄却	0	3	3
	却下	0	0	0
取下げ		0	0	0
審査中		1	0	1
合計		1	3	4

福井県個人情報保護条例 (平成14年福井県条例第6号) 第59条の規定により、平成25年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

平成25年度の個人情報の開示、訂正等の実施状況

1 個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求の状況

- (1) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の件数 77件
(2) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の実施機関別内訳 (件)

実施機関	公文書件数	
	総務部	公文書件数
知事	総合政策部	6
	健康福祉部	22
	農林水産部	1
	土木部	3
	小計	35
教育委員会		2
人事委員会		9
警察本部長		31
合計		77

- (3) 個人情報の訂正請求の対象となった公文書の件数 0件
(4) 個人情報の利用停止請求の対象となった公文書の件数 0件

2 個人情報の開示請求に対する決定の内容

(件)

決定の内容	公文書件数
全部開示	14
一部開示	60
非開示	3
合計	77

3 不服申立ての状況

- (1) 不服申立ての件数 0件
(2) 不服申立ての内訳 —
(3) 不服申立ての処理状況 (平成26年3月31日時点)

(件)

区分	平成25年度	平成24年度	合計
	不服申立て件数	繰越件数	
区分			

決定	認容	0	0	0
	一部認容	0	0	0
	棄却	0	0	0
	却下	0	0	0
	取下げ	0	0	0
審査中	0	0	0	
合計	0	0	0	

4 口頭による開示請求および開示の状況

(1) 口頭による開示請求および開示の件数 4,479件

(2) 口頭による開示請求および開示の実施機関別内訳

(件)

実施機関	総務部	2
	安全環境部	3
	健康福祉部	9
	産業労働部	5
	小計	19
教育委員会	19	
人事委員会	115	
警察本部長	4,326	
合計	4,479	

5 個人情報取扱事務の状況

個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数 (平成26年3月31日時点)

1,702件

小浜谷田部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名氏 名 住 所

理事 中野健一郎 小浜市谷田部36-7
 " 井上万治郎 小浜市谷田部39-8
 " 奥井莊一郎 小浜市谷田部11-27
 " 辻 芳彦 小浜市谷田部36-29
 " 田中喜代次 小浜市谷田部41-18
 " 渋谷 四朗 小浜市谷田部37-11
 " 岡田 昌樹 小浜市野代30-8-1
 " 大石 和隆 小浜市谷田部37-19
 監事 辻 正巳 小浜市谷田部40-10
 " 勝美 文男 小浜市谷田部49-11
 " 立道 幸二 小浜市谷田部41-10

小浜谷田部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名氏 名 住 所

理事 井上万治郎 小浜市谷田部39-8
 " 渋谷 四朗 小浜市谷田部37-11
 " 岡田 昌樹 小浜市野代30-8-1
 " 奥井莊一郎 小浜市谷田部11-27
 " 中野興志一 小浜市谷田部36-7
 " 辻 芳彦 小浜市谷田部36-29
 " 田中 政喜 小浜市谷田部41-18
 " 大石 和隆 小浜市谷田部37-19
 監事 堀田 進 小浜市谷田部43-20
 " 立道 幸二 小浜市谷田部41-10
 " 池田 良光 小浜市谷田部26-11

芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名氏 名 住 所

理事 川崎 正規 あわらし市堀江十楽25-25
 " 八木敬一郎 " 舟津8-7甲2
 " 橘 則雄 " 番田25-51
 " 寺下 堅司 " 二面14-82
 " 吉川 武雄 " 牛山16-63-1
 " 高橋 正史 坂井市三国町池上19-7
 " 坪川 敬一 あわらし市国影5-1
 " 道永 義治 " 井江葎19-39-1
 " 竹内 勉 " 横垣11-28
 " 竹内 和之 " 重義24-1
 " 姉崎 晴美 " 田中々23-2
 " 近藤 清美 " 布目3-37
 " 齋藤 一郎 " 宮前6-3
 監事 北出 重雄 " 舟津32-19-1
 " 坂口 正美 " 井江葎19-1
 " 松井 義三 " 田中々23-11

丸岡町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年11月29日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名氏 名 住 所

理事 本多 良昭 坂井市丸岡町三本木35-11
 丸岡町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成26年1月23日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所
理事 東 靖弘 坂井市丸岡町小黒25-18

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所
理事 川崎 正規 あわら市堀江十楽25-25
奥野 實 二面21-11
橋 則雄 番田25-51
八木敬一郎 舟津8-7甲2
扇田 賢了 牛山41-25
島浦惣治郎 坂井市三国町池上26-26
松井 治雄 あわら市国影7-10
道永 義治 井江葎19-39-1
竹内 勉 横垣11-28
竹内 和之 重義24-1
姉崎 晴美 田中々23-2
近藤 清美 布目3-37
齋藤壽三雄 宮前6-9
監事 橋 嘉宏 番田25-52
坂井 幹夫 牛山14-8
梶川 憲之 重義23-28

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月15日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所
理事 倉本 庄治 坂井市丸岡町小黒34-12

奥村 芳雄 赤坂8-8

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規程により、永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。
平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称
永平寺町
- 2 作業の種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 3 作業の期間
平成26年1月28日から平成26年3月28日まで
- 4 作業の地域
永平寺町内の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年5月30日

福井県知事 西川 一誠

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
坂井市春江町沖布目48字荒井前5番、6番1、8番1、9番、10番、11番および12番
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
坂井市春江町沖布目第38号3番地
前田工織株式会社
代表取締役 前田 征利

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成26年5月30日

福井県三国土木事務所長 宮下 真治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
あわら市北金津57字1番外2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
あわら市北金津57号25番地
医療法人 至捷会
理事長 木村 捷一

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第6号

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）43条の規定により公告する。
平成26年5月30日

福井県教育委員会

- 1 失効した免許状

氏名	山本 剛士	昭和43年6月10日生	本籍地	福井県
小学校1種免許状（平2小1第485号） 授与年月日 平成3年3月31日 授与権者 愛知県教育委員会	中学校教諭一種免許状（社会）（平2中1第476号） 授与年月日 平成3年8月31日 授与権者 愛知県教育委員会	高等学校教諭一種免許状（社会）（平2高1第570号） 授与年月日 平成3年3月31日 授与権者 愛知県教育委員会	免許状の種類	
失効年月日	平成26年4月11日			

2 失効の理由

教育職員免許状第10条第1項第2号該当

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年五月三十日

福井県公安委員会

委員長 三浦 将司

福井県公安委員会規則第七号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則(昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

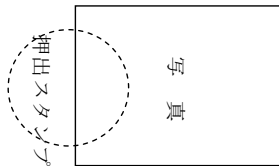
第三十三条の二第四項中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改め、同条第五項中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に、「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改める。

様式第十九号の三を次のように改める。
様式第十九号の四中「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改め、「本籍」を削る。

附則
この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

様式第19号の3(第33条の2関係)

第 号



取消処分者講習終了証明書

住所 氏名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了したであることを証明する。

年 月 日

福井県公安委員会 印

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月30日

公立大学法人福井県立大学

理事長 吉田 優一郎

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

福井県立大学 Fレックスシステム機器更新業務委託

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学

(4) 納入期限

平成26年9月30日(火)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがな

されていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービソおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 福井県内に本社または営業所を有するものであること。

3 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、福井県立大学の技術的審査を受け資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限
平成26年6月10日(火) 17時まで

(2) 申請書の提出方法
持参、または郵送すること。

(3) 提出先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間
平成26年5月30日(金)から同年6月10日(火)まで(日曜日、土曜日を除く)の9時から17時まで

(3) 交付方法
書面により交付を行う。なお、郵送等による交付は行わないものとする。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法
入札書は、入札の日に時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、郵便等または電報による入札書の提出は認めない。

(2) 入札の日時および場所
ア 日時
平成26年6月20日(金) 10時

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学附属図書館会議室

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他
(1) この入札にかかると一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

平成二十六年五月三十日印
平成二十六年五月三十日發

刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 千九一〇一〇八五八 福井県福井市手寄二丁目十五一二十七 福竹下印刷所 ☎三三三二番